

尻別川減災対策委員会 設置要領

(名称)

第1条 この会議は、「尻別川減災対策委員会」（以下「減災対策委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この減災対策委員会は、過去の出水の教訓を踏まえ、尻別川における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、蘭越町等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、尻別川水防連絡協議会規約第4条第3項に基づき設置するものである。

(減災対策委員会の構成)

第3条 減災対策委員会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 減災対策委員会に会長を置き、会長は小樽開発建設部長とする。

3 会長は、減災対策委員会の事務を掌理する。

4 会長は、第1項によるもののほか、委員会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加させることができる。

(減災対策委員会の実施事項)

第4条 減災対策委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

3 毎年、減災対策委員会等を開催して、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(減災対策幹事会の構成)

第5条 減災対策委員会に減災対策幹事会を置く。

2 幹事会は、別表の職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は北海道開発局倶知安開発事務所長とする。

4 幹事長は、減災対策幹事会の事務を掌理する。

5 減災対策幹事会は、減災対策委員会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策委員会へ報告する。

6 幹事長は、第2項によるもののほか、減災対策幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加させることができる。

(会議の公開)

第6条 減災対策委員会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 減災対策幹事会は、原則非公開とし減災対策幹事会の結果を減災対策委員会へ報告することにより公開と見なす。

(減災対策委員会資料等の公表)

第7条 減災対策委員会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策委員会の了解を得て公表しないものとする。

2 減災対策委員会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 減災対策委員会及び減災対策幹事会の事務局は、尻別川水防連絡協議会規約第10条に基づく事務局とする。

2 減災対策委員会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 減災対策幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、減災対策委員会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、減災対策委員会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月17日から施行する。

別表

組 織 別	委 員	幹 事
小樽開発建設部	部 長	倶知安開発事務所長 公物管理課長 防災対策官 工務課長
後志総合振興局 小樽建設管理部	局 長	地域政策課主幹（地域行政） 維持管理課長 治水課長 蘭越出張所長
蘭 越 町	町 長	総務課長
J R 北 海 道（株）	本社工務部工事課長	工事課防災技術グループ長
北海道電力（株）	倶知安水力センター所長	倶知安水力センター土木課長
札幌管区气象台	気象防災部長	気象防災部防災調査課長 気象防災部予報課長
倶知安警察署	署 長	警 備 係 長
陸上自衛隊	北部方面対舟艇対戦車隊 隊 長	北部方面対舟艇対戦車隊 射 撃 幹 部